

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第4号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和59年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審理調書) 第24条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 前項第7号に掲げる審理の概要は、<u>当事者、代理人、証人若しくは鑑定人の陳述の内容を録取した書面又は当該陳述を記録した録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）</u>を添付することにより調書の記載に代えることができる。</p> <p>3 <u>前項により録音テープ等を添付するときは、人事委員会は、当事者の申出により、当該録音テープ等を複製し、これを交付することができる。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定は、書面審理について準用する。</u></p>	<p>(審理調書) 第24条 人事委員会は、口頭審理を行ったときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、審理を行った人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務局職員が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 前項第7号に掲げる審理の概要は、<u>録取した書面</u>を添付することにより調書の記載に代えることができる。</p> <p>3 <u>前2項の規定は、書面審理について準用する。</u></p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。